

「災害時の要援護者避難支援対策及び情報伝達に関する推進会議」議事概要について

1. 推進会議の概要

日 時 : 平成 21 年 1 月 20 日 (火) 14:00~15:00

場 所 : 内閣府防災 A 会議室

出席者 : 田口内閣府大臣官房審議官、中島内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (総括担当)、大庭内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (災害応急対策担当)、田尻内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (予防担当)、青木内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (災害復旧・復興担当)、塚原内閣官房 (安全保障・危機管理担当) 内閣参事官ほか、宮内庁、警察庁、総務省、消防庁、厚生労働省、林野庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省の担当課室長等

2. 議事概要

災害時要援護者の避難支援対策や災害時の情報伝達に関し、これまで検討してきた課題に対する各省庁の取組みについて、その進捗状況や実際に災害時に活用できたかどうか、また、今後検討すべき課題や実施すべき対策について、関係省庁から発表を行い、認識の共有化を図った。

各省庁における主な取組状況

○内閣府

- ・ 災害時要援護者対策について、平成 21 年度までを目途に、「避難支援プランの全体計画」などが策定されるよう、関係 4 省庁連名にて通知 (平成 19 年 12 月)。平成 20 年度は「災害時要援護者に関する全国キャラバン」を全国 8 箇所で開催し、関係 4 省庁 (内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省) より災害時要援護者対策について説明するとともに、先進的な自治体から具体的な取組事例が発表された。今後、各自治体から発表された取組事例等について整理し、内閣府 HP に掲載する予定。
- ・ 防災ボランティア活動環境整備のため「防災ボランティア活動検討会」等を開催して意見交換等を行い、安全衛生等有益な情報を「情報・ヒント集」等としてまとめ、提供する。

○警察庁

- ・ 災害時に避難等を拒否する住民に対し、必要性を粘り強く説得し、避難誘導等を実施している。平成 20 年に発生した災害の時には、要援護者の安否確認や高齢者の避難所への搬送などを行った。今後、平常時における巡回連絡等を通じてきめ細かな指導をさらに徹底させていく。

○消防庁

- ・ 災害時要援護者の避難支援対策について、全国の市町村における全体計画及び個別計画の策定状況や災害時要援護者情報の収集・共有の方法の実態など、取組状況を調査した。調査の結果を踏まえながら、あらゆる機会を捉えて、全国の地方公共団体に対し、災害時要援護者の避難支援対策の推進に向けて積極的に取り組むよ

う要請するとともに必要な助言・指導を行う。

- ・ 災害時の情報伝達に関して、平成17年3月に示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえつつ、市町村における避難勧告等に係る発令権限、発令基準及び伝達方法の状況について調査し、現在結果のとりまとめ中である。調査の結果をもとに課題を抽出し、関係省庁とともに、今後の対応を検討する。

○厚生労働省

- ・ 災害時要援護者の避難支援対策に関して、都道府県及び指定都市の担当者に対し、福祉避難所の一層の周知、理解と事前指定の推進を要請した。また、福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを作成し、都道府県、指定都市及び市町村に配布した。今後も関係者等に周知を図り、また、市町村における福祉避難所の指定状況について調査を実施する予定。

○林野庁

- ・ 山地災害被災地における二次災害防止のため、土石流センサー等の警報装置の設置並びに地元住民への避難時の対応及び今後の復旧方針等についての説明会を開催。今後、二次災害の防止に向けた対応について事例の収集、都道府県等に対する情報提供や指導を行うなど、地域における避難体制の整備等と連携した減災に向けた効果的な事業を実施する予定。

○国土交通省

- ・ 土砂災害に関して、時間に余裕をもって安全に避難できる災害時要援護者向けの避難勧告の発令基準を検討。「土砂災害警戒避難ガイドライン」を平成19年3月に作成し各都道府県に通知。今後ガイドラインのフォローアップを行い、先進事例等をまとめた資料を平成21年度までに作成し、市町村地域防災計画の記載内容の充実を促進する。
- ・ 自力避難が困難な災害時要援護者施設や避難場所など、人命保護上重要な施設を土砂災害から保全する施設整備を重点的に実施。
- ・ 避難の目安となる避難判断水位（特別警戒水位）を設定する水位周知河川などの指定を拡大する。平成20年の出水では流域面積の小さな中小河川におけるはん濫被害が目立ち、情報伝達の課題が浮き彫りになったため、中小河川における局地的豪雨対策WG報告書に沿って対策を進めることとしている。
- ・ 災害時における被害の状況と避難方法等の情報を住民に分かりやすく提供することを目的とした、ハザードマップの作成・公表を行う市町村を支援する。また、洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域に係る全ての市町村で作成・公表されることを目指す（平成21年度末を目途）。
- ・ はん濫域に浸水センサーを設置し、河川管理者が浸水状況の把握とインターネットや携帯電話等を通じた一般への情報提供を行うとともに、地域住民やNPO、コンビニエンスストアや郵便局等からも浸水情報を収集し、河川管理者からの情報とあわせて一般に提供する。
- ・ 平成17年7月に改正水防法が施行され、浸水想定区域内の地下街等又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、市町村地域防災計画に位置づけ、洪水予報等の伝達方法を定めることが規定された。また、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等については、所有者又は管理者が避難確保計画を作成することが規定された。現在、災害を受けた市町村に対して災害時の伝達状況を調査しており、今年度末にとりまとめを行う。それをもとに課題を抽出し対応を検討する予定。

- ・ 河川の洪水警報等で用いる用語や水位情報に関する情報について、受け手の混乱を招かないよう統一を行い、災害時の防災情報提供を行っている。今後、河川管理者が有する河川水位、流域雨量等の河川情報を、放送局を通じてリアルタイムで地上デジタルテレビ放送データ放送により住民へ提供し、避難行動の判断に役立てる予定。
- ・ 住民への情報提供手法として、河川管理者が保有するダム放流警報用スピーカーなどを市町村に開放したり、洪水標識の図記号デザインを定め、案内用図記号としてJIS化し、標識を設置するなど、多様な手法を用いている。
- ・ 避難勧告の発令のタイミングの難しさが課題点として浮上している。そこで、市町村毎に避難勧告の判断の基準を作成する。また、市町村によるハザードマップの作成過程を通じ、既存の避難所や避難路等が水害等によって被災することとならないか点検し、速やかに所要の見直しを行う。
- ・ 土砂災害に関して避難勧告等の適時適切な発令のため、市町村地域防災計画への発令基準の記載、土砂災害関連情報の充実、土砂災害警戒区域等の指定の推進、市町村による警戒避難体制の構築などの対策を進めている。今後、市町村地域防災計画に避難勧告等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営等についても記載し、警戒避難体制の整備を進めていく。
- ・ 地域防災力を向上するため、水防活動を強化するとともに、水防団の活動に協力する水防協力団体の指定を促進する。また、住民の防災意識の向上を図るための防災教育の推進を行う。
- ・ 大規模水害・土砂災害発生時に、技術専門家の派遣等により被害の予測、緊急復旧等を支援するとともに、専門調査団による調査・分析を通じて被災原因・問題点等の分析・提言を行い、類似災害の防止を図るための体制を整備する。大規模自然災害発生後、被害の拡大を防ぐために必要な緊急対応を実施可能とする事業を平成21年度に創設。

○気象庁

- ・ H20、21年度の2年度で、市町村単位で気象警報・注意報の発表が実施できるよう、予報作業のシステムを整備することとしており、システム整備の仕様について検討を実施している。
- ・ 5日先まで台風進路予報が実施できるシステムを整備中。台風の接近についての気象情報を早期に提供して、自治体や住民自らによる早期準備などの防災活動を支援する。
- ・ 竜巻などの激しい突風や雷、短時間強雨に対する短時間予測情報を発表し、防災機関等の対応を支援する。
- ・ 緊急地震速報を見聞きしたとき、利用者が適切な行動を迅速にとることができるよう利用の心得や技術的限界、訓練の重要性について周知・広報する。
- ・ 噴火時等に住民避難等の迅速な防災対応が実施されるよう、火山活動の状況を「避難」等の防災行動を踏まえて5段階に区分した噴火警戒レベルを導入する。噴火警戒レベルは、地元自治体と調整し、必要な火山に順次導入していく。